

## 伊豆市駅前広場の使用料の減免に関する規程

### (目的)

第1条 この訓令は、伊豆市駅前広場条例施行規則（令和6年伊豆市規則第26号。以下「規則」という。）第8条に定める使用料の減額又は免除について、必要な基準を定めるとともに、事務の適正かつ合理的な処理を図ることを目的とする。

### (減免の団体等)

第2条 規則第8条第1項に規定する関係団体とは、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第8条第1項第2号の「学校教育関係団体」とは、伊豆市子ども会育成連合会、伊豆市PTA連絡協議会及びこれらに加盟する団体をいう。
- (2) 規則第8条第1項第2号の「社会教育関係団体」とは、伊豆市スポーツ協会、伊豆市文化協会、伊豆市生涯学習地区推進委員会、伊豆市少年少女スポーツ団体（認定団体）、ガールスカウト及びボーイスカウトをいう。
- (3) 規則第8条第1項第2号の「社会福祉関係団体」とは、伊豆市社会福祉協議会、伊豆市手をつなぐ育成会をいう。

2 規則第8条第1項第3号の「市長が必要と認めた場合」の減免基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合 10割
- (2) 伊豆箱根鉄道株式会社が使用する場合 10割
- (3) 障害者関係団体が使用する場合 10割
- (4) 市内の各地区を構成単位とする団体が使用する場合 10割
- (5) 市が後援及び協賛する場合 5割
- (6) 市内の公共的団体が使用する場合で、公益性及び公共性が高く、施設の設置目的に沿った内容で使用する場合 5割
- (7) 伊豆市スポーツ協会加盟団体、伊豆市文化協会加盟団体が使用する場合で、公益性及び公共性が高く、施設の設置目的に沿った内容で使用する場合 5割
- (8) その他市長が特に必要があると認める場合 前各号の割合に準じ、市長が定める割合

### 附 則

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。